　　　　　　　　　　④

〇〇〇〇自治会

地区防災計画

（マンション・団地自治会向け ひな形 その2）

令和〇年〇月〇日

〇〇〇〇自治会

目的とねらい

　　・〇〇〇〇自治会は、自治会内の防災力向上を目的とし、この計画書を定める。

　　・平時から、また、災害がせまるときや、災害の発生に際して、自治会員がとる行動の

基本を簡潔にしめす。

・また自治会地域の関係情報を、コンパクトにまとめ、自治会役員と一般会員が

使えるマニュアルとする。

〇〇〇〇自治会防災組織

　　　　◆災害対策本部　【本部長】自治会長

　｜　　　　【副本部長】自治会副会長、防火管理者

　｜　　　　　　災害時：地区の情報把握

　　　　　　　｜　　　　　　平常時：防災活動、防災訓練などの方針づくり

　　　　　　　｜

　　　　　　　｜―　◆総合運営班　班長：防災担当理事

　　　　　　　｜　　　　　　　災害時：本部各班との連絡調整

　　　　　　　｜　　　　　　　平常時：年間活動計画の推進

　　　　　　　｜―　◆情報伝達班　班長：広報担当理事

　　　　　　　｜　　　　　　　災害時：地区の情報集約発信等

　　　　　　　｜　　　　　　　平常時：防災知識の普及啓発

　　　　　　　｜―　◆災害対策班　班長：交通防犯担当理事

　　　　　　　｜　　　　　　　災害時：初期消火活動等

　　　　　　　｜　　　　　　　平常時：消火訓練などの実施

　　　　　　　｜―　◆避難誘導班　班長：福祉担当理事

　　　　　　　｜　　　　　　　災害時：地区内の救助

　　　　　　　｜　　　　　　　平常時：危険個所等の点検把握等

　　　　　　　｜―　◆救援救護班　班長：環境整備担当理事

　　　　　　　｜　　　　　　　災害時：被災者、負傷者、要配慮者の救援救護

　　　　　　　｜　　　　　　　平常時：要配慮者の把握と支援体制づくり

　　　　　　　｜―　◆食料物資班　班長：文化教育担当理事

　　　　　　　　　　　　　　　災害時：炊き出し、救援物資の受入、配布等

　　　　　　　　　　　　　　　平常時：防災備品の管理等

　　　　●各班の班員は、自治会一般会員、居住者となる。

　　　　●緊急時は、活動に協力できる人員（自治会非会員を含めて）に応じ、

班の編成にこだわらず、臨機応変に、リーダーを選び、協力して

災害対応行動をとる。

平常時行動計画

（１）防災意識の普及と防災情報の広報

・自治会役員は、防災に関連する情報の把握に努める。

・自治会役員は、地域の防災に有効と感じられる情報に接した場合、その内容を

防災担当理事または、自治会長（災害対策本部長）に伝達する。

・自治会長および防災担当理事は、寄せられた情報の中で、自治会一般会員に周知が

必要と判断されたものは、掲示板などを使って自治会内に広報する。

・また、自治会役員に周知が必要と判断された情報は、役員の連絡網などで広報する。

（２）防災訓練

・自治会地区の防災力の向上のため、毎年9月の最初の日曜日に防災訓練を行う。

・防災訓練は、次の項目を時々の状況に合わせて組み合わせて行う。

・屋内消火栓と消火器操法および119番通報

・エレベータ閉じ込め点検、救出通報訓練

・館内一斉放送訓練

・安否情報集約および建物被害確認訓練

・炊き出し訓練

（３）避難所運営訓練

・行政が企画する避難所運営訓練に自治会役員は積極的に参加し、避難所運営に関する

知見の向上をはかる。

（４）防災機材の操作習熟

・自治会役員は、自治会が保有する防災機材の操作方法の習熟に努める。

（５）防災機材の維持管理

・防災担当理事は、建物の管理会社と共同して、防災機材を定期的に点検し、非常時の

活用に万全を期す。

地震発生時の行動計画

（１）地震発生時の集合

・桜区で震度5弱以上の地震が発生した場合に、自治会長と自治会副会長、および

防火管理者は、直ちに、建物の管理室に集まる。

　　　なお、それぞれ自身と同居家族が無事で、また自室に被害がないことを前提とする。

（２）安否などの確認

・会長、副会長、防火管理者は、管理室の火報盤で、火災発生を監視し、エレベータの

インターホンで、エレベータ内の閉じ込めの有無を確認する。

・各階を担当する理事は、担当するフロアの居住者の安否を確認し、自治会長、副会長

または代行者に報告する。

（３）閉じ込めの発生

・建物損壊や家具転倒で閉じ込めがある場合は、救出班を編成して、救出作業にあたる。

また119番通報し、消防レスキューの出動を求める。

（４）けが人の発生

・けが人がある場合は、救護班を編成し、応急手当をする。

・合わせて救急車の出動を119番通報する。

・119番が不通の場合は、近隣の医療機関に、担架やリヤカーで搬送する。

（５）火災の発生

・館内で火災が発生し、延焼の恐れがある場合は、避難誘導班は、館内放送により、

居住者に屋外への避難を呼びかける。

　　・近隣の火災で延焼の危険が生じた際は、延焼による被災を防げる広域避難場所への

避難を誘導する。

（６）建物被害の発生

　　・災害対策班は、建物への被害を点検し、被害が重大である場合、居住者に建物外への

　　　退避を館内放送などで呼びかける。

（７）被災状況の通報

・自治会長（災害対策本部長）は、自治会内の被災状況を桜区災害対策本部（桜区総務課）及び消防、警察に、通報する。

（８）災害対策本部の開設

・建物内にとどまれる状況の場合は、手空きの自治会理事は、建物の集会室に

災害対策本部を開設する。

（９）避難所への誘導

・避難所への退避を求める住民がある場合は、避難誘導係を編成し、避難所へ誘導する。

（10）避難所の運営支援

・手空きの自治会役員は、避難所運営委員となり、避難所の運営を支援し、適時、

他の自治会役員と交代する。

風水害時の行動計画

（１）情報の把握と警戒情報の広報

・自治会理事は、台風の接近や、梅雨の大雨、夏のゲリラ豪雨、秋の長雨、春の嵐、

冬の爆弾低気圧などの気象情報を、平時から注意する。

・大雨および暴風の予報や見込みとして、次に類似する情報に接した自治会理事は、

　　　自治会長（災害対策本部長）または防災担当理事に取得した情報を伝達する。

　〇秩父方面で72時間雨量600㎜超える：荒川氾濫の可能性（ﾊｻﾞｰﾄﾞﾏｯﾌﾟ632mm）

　〇荒川流域で線状降水帯が発生する：荒川氾濫の可能性

　〇さいたま市で24時間雨量600㎜超える：鴨川、鴻沼川氾濫の可能性（ﾊｻﾞｰﾄﾞﾏｯﾌﾟ674mm）

　〇さいたま市で24時間雨量200㎜超える：内水氾濫の可能性（19年10月12日288㎜）

　〇さいたま市で平均風速30ｍ/s超える：建物被害の可能性（19年台風15号千葉28ｍ）

・また、自治会一般会員、居住者への働き掛けに関して意見を提案する。

・自治会長と防災担当理事は、提供を受けた情報および提案された意見を可能な

範囲で、民生委員および自治会理事と共有し、次のようなとるべき行動を定める。

　　　　・災害対策本部の設置（3日前）

　　　　・自治会理事への待機の要請および所在の把握（3日前）

・自治会連絡網や掲示板により居住者に予報の情報を広報する。（2日前）

・荒川氾濫などによる浸水被害の危険性が公的機関から発信された場合、自治会長

（災害対策本部長）は、館内放送で警戒を呼び掛ける（2日前、1日前）

　　　　・建物の１階と２階の居住者には、早期の避難を周知する（2日前、1日前）

　　　　・自治会長および民生委員は、要支援者へ避難準備の呼び掛けをする（2日前）

　　　　・建物玄関や管理室への止水板や土嚢の設置を管理会社に指示する（2日前）

（２）広域避難先避難所等への避難誘導

　　・行政より広域避難先避難所の開設が発表された場合は、自治会長は、理事、班長を

経由して、自治会連絡網により、広域避難先避難所の開設及び早期の避難を自治会員

に伝達する。

（３）「要援護者」への避難誘導

・行政よりレベル３「高齢者等避難」の発令がされた際は、自治会長または民生委員は、

要支援者の近隣の自治会理事に、要支援者を個別に提示して、避難を勧告させ、避難を支援させる。

（４）避難指示の広報

・行政よりレベル４「避難指示」が発令された際は、避難誘導班は、館内放送により、

居住者に、避難指示の発令を広報する。

・自治会理事は、近隣に声を掛けて、率先して避難する。

関係機関連絡先（緊急時限定）

注）災害の緊急時に、連絡の指示を受け、自治会理事としての使用に限る。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 部門 | 電話 | FAX | 住所 |
| 桜区役所　総務課防災係 | 048-856-6123 | 048-856-6270 | 道場4-3-1 |
| さいたま市危機管理部防災課 | 048-829-1126 | 048-829-1978 | 常盤6-4-4 |
| 桜消防署 | 048-836-0119 | 048-836-0139 | 田島4-23-7 |
| 桜消防署　西浦和出張所 | 048-837-0119 | 048-839-1762 | 田島7-17-10 |
| 桜消防署　大久保出張所 | 048-857-0119 | 048-858-1928 | 五関762-2 |
| 浦和西警察署 | 048-854-0110 |  | 上峰3-4-1 |
| 地区内〇〇交番 |  |  |  |
| 近隣○○交番 |  |  |  |
| 近隣○○交番 |  |  |  |
| 水道局　業務部　水道総務課 | 048-714-3069 | 048-832-5929 | 常盤6-14-16 |
| 東京電力パワーグリッド | 0120-995-007 |  | 本町西4-17-10 |
|  | 0120-995-442 |  |  |
|  | 03-6375-9803 |  |  |
| 東京ガス | 0570-002299 |  |  |
|  | 0570-002211 |  |  |
|  | 03-6735-8899 |  |  |
| 東京ガス埼玉支社 | 048-852-5005 |  | 中島2-6-18 |
| NTT | 113 |  |  |
| 桜区保健センター | 048-856-6200 | 048-856-6279 | 道場4-3-1 |
| 〇〇病院 |  |  |  |
| 医療救護所 |  |  | 三愛病院敷地内 |
| 荒川上流河川事務所 | 049-246-6371 | 049-246-7282 | 川越市新宿町 |
| さいたま市土木部河川課 | 048-829-1585 | 048-829-1968 | 常盤6-4-4 |
| 南部建設事務所河川整備課 | 048-840-6231 | 048-840-6267 | 下落合5-7-10 |
| 南部建設事務所下水道管理課 | 048-840-6248 | 048-840-6269 | 下落合5-7-10 |
| 県土整備部　河川砂防課 | 048-830-5125 | 048-830-485 | 高砂3-15-1 |
| ○○小学校（避難所） |  |  |  |
| ○○学校（水害時避難所） |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

○○〇〇自治会保有防災関係機材

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 品名 | 数量 | 備考 |
| 消火器 |  |  |
| バケツ（消火用） |  |  |
| メガホン |  |  |
| LEDライト |  |  |
| 誘導灯 |  |  |
| テント |  |  |
| リヤカー |  |  |
| 担架 |  |  |
| 車いす |  |  |
| やかん |  |  |
| 鍋 |  |  |
| 炊き出し用釜 |  |  |
| ポリバケツ（70リットル） |  |  |
| ポリバケツ（15リットル） |  |  |
| ポリバケツ（8リットル） |  |  |
| ウオータージャグ（10リットル） |  |  |
| 発電機 |  |  |
| 投光器 |  |  |
| 排水ポンプ（内水用） |  |  |
| 延長コード（30ｍ） |  |  |
| ロープ（30ｍ巻） |  |  |
| チェーンソー（エンジン式） |  |  |
| スコップ（角） |  |  |
| スコップ（丸） |  |  |
| ハンマー |  |  |
| バール（大） |  |  |
| バール（中） |  |  |
| ガソリン携行缶（5リットル） |  |  |
| 止水板 |  |  |
| 土嚢 |  |  |